



# 秋田県公報

### 告示

目次	ページ
----	-----

生活保護法による医療機関の指定(一六五・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の休止(一六六・福祉政策課).....	3
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(一六七・福祉政策課).....	3
地籍調査の成果の認証(一六八・農山村振興課).....	4
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一六九・水産漁港課).....	5
漁船損害等補償法による付保義務の発生(一七〇・水産漁港課).....	5
保安林予定森林の指定通知(一七一・森林整備課).....	5
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(一七二-一七四・商工業振興課).....	5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
ドラッグストア森	株式会社ヒツジヤ 代表取締役	鹿角市花輪字柳田七十五番地	調剤薬局	平成十五年十二月一日
さとう眼科	佐藤直樹	能代市万町三番十号	眼科	平成十五年十二月十六日
柳谷内科クリニック	柳谷直樹	山本郡八竜町浜田字上浜田二百四十八番地一	内科、循環器科、呼吸器科	平成十五年十二月二十二日

### 告 示

興課).....	6
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(一七五・商工業振興課).....	7
道路区域の変更及び供用開始(一七六・一七七・道路環境課).....	7
道路区域の変更(一七八・道路環境課).....	8
下水道計画の変更予定及び下水道計画の縦覧(一七九・下水道課).....	9
公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事の完了(一八〇・下水道課).....	9
港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域の一部改正(一八一・港湾空港課).....	10
公 告	10
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	10
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	10

秋田県告示第百六十五号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

昭和堂第七薬局	株式会社昭和堂薬局 代表取締役	北秋田郡鷹巣町住吉町一番四号	調剤薬局	平成十五年十二月一日
わかもと歯科医院	後藤 明俊	男鹿市脇本脇本字石館三十一番地一	歯科、小児歯科	平成十五年九月一日
メイプル歯科クリニック	戸田 文仁	平鹿郡大森町湯の島二百四十三番地一	歯科、小児歯科、口腔外科	平成十五年十二月一日
山本内科医院	医療法人山本内科医院 理事長	湯沢市表町二丁目三番七号	内科、消化器科、循環器科	平成十五年十一月一日
健康堂薬局サンプラザ店	株式会社健康堂薬品 代表取締役	本荘市出戸町字岩渕下十八番地	調剤薬局	平成十五年十二月二十四日
いわや薬局	岩谷 孝	南秋田郡五城目町字七倉百十五番地一	調剤薬局	平成十六年一月一日
小町堂薬局	有限会社金商 代表取締役	雄勝郡雄勝町小野字小町四十八番地十七	調剤薬局	平成十五年十月一日
よしだ眼科クリニック	医療法人希望会 理事長	大館市豊町九番四十五号	眼科	平成十六年一月一日
医療法人佑佳会 後藤内科医院	医療法人佑佳会 後藤内科医院 理事長	能代市字大瀬儘下六番地五十二	内科、消化器科	平成十六年一月一日
梅の木ファミリークリニック	松元 茂	横手市梅の木町十八番九号	麻酔科、内科、整形外科	平成十六年一月十五日
荒川医院	医療法人荒川医院 理事長	大曲市角間川町字下中町三十二番地	内科、循環器科、小児科	平成十六年一月一日
ポプラ薬局 五城目店	有限会社メディカル・コム 代表取締役	南秋田郡五城目町上町二百七十七番地八十	調剤薬局	平成十五年十二月十五日

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ドラッグストア森 調剤薬局	株式会社ヒツジャ 代表取締役	鹿角市花輪字扇の間二番地四号	平成十五年十一月三十日
佐藤歯科医院	戸 田 文 仁	平鹿郡大森町東中島百四十一番地五	平成十五年十一月三十日
山内歯科診療所	照 井 睦 美	平鹿郡山内村平野沢字相野々三番地一	平成十五年七月三十一日
山本内科医院	山 本 至	湯沢市表町二丁目三番七号	平成十五年十月三十一日
健康堂薬局	株式会社健康堂薬品 代表取締役	本荘市出戸町字鶴沼百三十五番地五	平成十五年十一月二十七日
いわや薬局	岩 谷 喬 雄	南秋田郡五城目町字七倉百十五番地一	平成十五年十二月三十一日

秋田県告示第百六十七号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	休 止 年 月 日
高橋歯科医院	高 橋 玉 依	仙北郡神岡町神宮字本郷野百二十五番地九	平成十五年十月十四日

秋田県告示第百六十六号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

石井歯科クリニック	医療法人石井歯科クリニック 理事長	南秋田郡天王町天王字長沼四十番地十四	平成十六年一月一日
		歯科	

よしだ眼科クリニック	吉田 希 望	大館市豊町九番四十五号	平成十五年十二月三十一日
後藤内科医院	後藤 寿 則	能代市字大瀬儘下六番地五十二	平成十五年十二月三十一日
荒川医院	荒川 直 志	大曲市角間川町字下中町三十二番地	平成十五年十二月三十一日
石井歯科クリニック	石井 秀 彦	南秋田郡天王町天王字長沼四十番地十四	平成十五年十二月三十一日

秋田県告示第百六十八号  
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のと  
 おり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査を行った者の名称  
大館市
- (二) 成果の名称  
大館市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
大館市大字粕田の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年度  
一・六九平方キロメートル
- (四) 認証年月日  
平成十六年二月十八日
- (五) 調査を行った者の名称  
鷹巣町
- (二) 成果の名称  
北秋田郡鷹巣町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
北秋田郡鷹巣町前山、坊沢各の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度及び平成十五年

- (一) 調査を行った者の名称  
男鹿市
- (二) 成果の名称  
男鹿市の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
男鹿市船川港大字平沢の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十四年度  
〇・一七平方キロメートル
- (四) 認証年月日  
平成十六年二月十八日
- (五) 調査を行った者の名称  
鳥海町
- (二) 成果の名称  
由利郡鳥海町の地籍図及び地籍簿  
測量及び調査を行った地域  
由利郡鳥海町大字猿倉の一部
- (三) 実施年度及び認証面積  
平成十五年
- (四) 認証年月日  
九・五一平方キロメートル

平成十六年二月十八日

秋田県告示第百六十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項に規定する

同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調査を縦覧に供する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

届 出	事 項	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 本荘市大浦字八走百七十番地六 田 口 健 治 本荘市芦川字上山三十八番地 柳 田 八 十 二	加入区 本荘市 秋田県漁業協同組合 漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出を 漁業協同組合の 名称とする	平成十六年二月二十七日から同 年三月十二日	由利郡金浦町金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所

秋田県告示第百七十号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意があったものと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

岩城町加入区

秋田県告示第百七十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 保安林予定森林の所在場所

秋田市上新城小又字小又沢・上新城白山字白山沢・河辺郡河辺町三内字財の神・岩見字岩見山・仙北郡角館町西長野字日三市山・山谷川崎字栗田山・字山谷山・西木村小山田字大羅加内沢・字大石沢・下松木内字大沢・字新瀬沢・字相

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養  
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

秋田市上新城小又字小又沢・上新城白山字白山沢・河辺郡河辺町三内字財の神・岩見字岩見山・仙北郡角館町西長野字日三市山・山谷川崎字栗田山・字山谷山・西木村小山田字大羅加内沢・字大石沢・下松木内字大沢・字新瀬沢・字相沢・字小波内沢・字相内沢・字土熊沢・上松木内字堀内沢・字浦子内沢・字大沢・字松木内又沢・西明寺字上へナタレ沢・小瀬野字小白川山・

沢・字菅足沢・字駒木沢・字小波内沢・字相内沢・字土熊沢・上松木内字堀内沢・字浦子内沢・字大沢・字松木内又沢・字比内沢・字コワ沢・西明寺字下院ヶ沢・字山谷沢・字滝倉沢・字上へナタレ沢・字田の沢・小瀬野字小白川山・田沢湖町岡崎字院内山・梅沢字大船指市・卒田字柳沢柴倉・字大影小影・湯字大沢・協和町船岡字小黒川・字大川前・荒川字宮田又沢・字牛沢又沢・字奥山沢・稲沢字諏訪山沢・西仙北町心像字大滝沢・字小又沢・南外村外小友字松木沢・字西ノ又・南瀬岡字西ノ又・字西ノ又十二ヶ沢(以上四十六字国有林。次の図に示す部分に限る。)

田沢湖町岡崎字院内山・梅沢字大船指市・卒田字柳沢柴倉・字大影小影・潟字大沢・協和町船岡字小黒川・字大川前・荒川字宮田又沢・字牛沢又沢・字奥山沢・稲沢字諏訪山沢・南外村外小友字松木沢・字西ノ又・南楢岡字西ノ又(以上三十五字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

秋田市上新城小又字小又沢・上新城白山字白山沢・河辺郡河辺町三内字財の神・岩見字岩見山・仙北郡角館町西長野字日三市山・山谷川崎字栗田山・字山谷山・西木村小山田字大羅加内沢・字大石沢・下松木内字大沢・字新瀬沢・字相沢・字菅足沢・字駒木沢・字小波内沢・字相内沢・上松木内字堀内沢・字浦子内沢・字大沢・字松木内又沢・字比内沢・西明寺字山谷沢・字滝倉沢・字上ヘナタレ沢・小淵野字小白川山・田沢湖町岡崎字院内山・梅沢字大船指市・卒田字柳沢柴倉・字大影小影・潟字大沢・協和町船岡字小黒川・字大川前・荒川字宮田又沢・字牛沢又沢・字奥山沢・西仙北町心像字大滝沢・字小又沢・南外村外小友字西ノ又・南楢岡字西ノ又・字西ノ又十二ヶ沢(以上四〇字国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐による伐採種を定めぬ。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所

仙北郡角館町白岩字堀内沢・白岩広久内字大広久内山・男鹿市船川港小浜門前

字男鹿山(以上三十三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

仙北郡角館町白岩字堀内沢・白岩広久内字大広久内山(以上二文字国有林。次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙北郡角館町白岩字堀内沢・白岩広久内字大広久内山・男鹿市船川港小浜門前字男鹿山(以上三十三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部及び仙北地域振興局農林部並びに秋田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルダイおのぼ店

秋田市仁井田本町五丁目十一番一号

二 秋田市長の意見

(一) 騒音について

騒音予測調査結果では、敷地境界で規制基準を超えている箇所があるため、周辺住民から騒音苦情の申し出があった場合には、十分な対応を図ること。

(二) 光害について

時間延長に伴い、駐車場を利用する自動車のヘッドライト等による光害が発生する恐れがあるため、周辺住民から苦情の申し出があった場合には、十分な対応を図ること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年二月二十七日から同年三月二十九日まで

秋田県告示第百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
八橋ショッピングセンター

秋田市八橋大道東一番六号ほか

- 二 秋田市長の意見

騒音予測調査結果では、敷地境界で規制基準を超えている箇所があるため、周辺住民から騒音苦情の申し出があつた場合には、十分な対応を図ること。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十六年二月二十七日から同年三月二十九日まで

秋田県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックフレック横手店

横手市横手町字大関越百二十五番地ほか

- 二 横手市長の意見

県道横手大森線への横手平鹿広域圏民体育館側からの市道取付部分の交差点交通について、関係各所の意見を確認の上、市街地への交通に支障のないような対策を

恒久的に行われたい。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十六年二月二十七日から同年三月二十九日まで

秋田県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス新屋店

秋田市新屋比内町十七番三号ほか

- 二 県の意見

意見なし

- 三 意見を述べた日

平成十六年二月十九日

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十六年二月二十七日から同年三月二十九日まで

秋田県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道	新	旧	百五号	百五号	本荘市川口字上菅蒲崎三番二地先から字後野二番地先まで	〇・〇五一
					"	〇・〇五一

二 供用開始の期日 平成十六年二月二十七日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十六年二月二十七日から同年三月十一日まで

秋田県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
 平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県 道	新	旧	雄勝金山線	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山谷二二三番一地先から字大平二三番一地先まで	三・〇〇〇～一〇・二〇〇	一・三二五
				"	三・〇〇〇～一〇・二〇〇	一・三二五

二 供用開始の期日 平成十六年二月二十七日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十六年二月二十七日から同年三月十一日まで

秋田県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A で 山本郡山本町森岳字街道東六二番一 地先から六五番二地先ま	八・〇〇〇～二二・八〇〇	〇・一八六

県道		新			旧		
新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
森岳鹿渡線							
山本郡山本町森岳字街道東六二番一							
地先から六五番二地先まで							
一〇・四〇〇							
二一・六〇〇							
〇・一八六							

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年二月二十七日から同年三月十一日まで

秋田県告示第七十九号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の規定により、十和田湖特定環境保全公共下水道計画を変更するので、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり公示し、当該下水道計画の案を縦覧に供する。

なお、当該下水道計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

一 予定処理区域

鹿角郡小坂町十和田湖字休平、字生出、字発荷及び字大川岱の各一部

二 工事の完成の予定年月日

平成二十二年三月三十一日

三 下水道計画の案の縦覧場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課
- (二) 大館市川口字中川口一番地 北部流域下水道事務所
- (三) 鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部三十七番地二 小坂町建設水道課
- (四) 下水道計画の案の縦覧期間

平成十六年二月二十七日（金）から同年三月十一日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

秋田県告示第八十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定による公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

<p>公共下水道の名称</p>	<p>上小阿仁村特定環境保全公共下水道</p>
<p>工事の区間及び区域</p>	<p>幹線管渠<small>きせん</small> 北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野二百五十九番地一から字屋布十四番地先まで 終末処理場 沖田面浄化センター 北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野二百五十九番地一、二百六十番地一、二百六十一番地一</p>
<p>工事の内容</p>	<p>幹線管渠及び終末処理場の設置</p>
<p>工事の完了の日</p>	<p>平成十六年二月二十七日</p>

秋田県告示第百八十一号

港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域(平成十五年秋田県告示第百四十九号)の一部を次のように改正し、平成十六年二月二十七日から施行する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

「の一部」を「及び秋田沿岸男鹿海岸保全区域戸賀地区海岸の一部」に改め、「補助点1の1」を削り、「補助点1の1から方位角二百七十八度四十七分四十六秒百二十六・〇七八メートル」を「基点1から方位角二百八十六度二十八分四十四秒百三十三・七二三メートル」に改め、「補助点1の1 基点1から方位角三百四十九度十九メートルの点」を削る。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 無学

三 代表者の氏名

三 浦 宗 博

四 主たる事務所の所在地

秋田市山王六丁目二十一番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、若者の就職意識の向上、社会人としての基本能力の認識を深めることが、社会や企業の貢献につながることであり、交流の場を通じて伝えていくことを目的とする。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
単独公所接続用VPNルータ 二百台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月三十日(火)
  - (四) 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十七日(金)から同年三月八日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月十二日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

柔道置 八百七十枚

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(二) 納入期限

平成十六年三月三十一日(水)

(三) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十六年二月二十七日(金)から同年三月二日(火)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月五日(金)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 F A X(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

